

随意契約及び比較見積書省略に付する理由書

本工事は、市場内で営業する卸・仲卸業者等から電気料金の徴収用に使用している電力量計（子メーター）300台の更新工事である。

市場内の電力量計は、計測数量が多く、遠隔で検針できるシステムが必要であるため、パルス式（電子式）の電力量計を採用している。

本来であれば、実施設計（設計、積算）を行い、その後、一般競争入札にて工事発注を行う予定をしていたが、パルス式の電力量計の納期について製造メーカー（3社）に確認したところ、昨今のコロナ禍における半導体等の供給不足により、現状において納期が6カ月以上必要であり、具体的な納期は不明と回答があった。しかし、以下の理由により、本工事を今年度内に完了させる必要がある。

① 電力量計の製造メーカー3社へ見積時に納期等について確認したところ、通常、機器の注文を受けてから納品まで、最長3カ月程度だが、コロナ禍で半導体や樹脂材料の供給不足の影響を受けたため、300台の交換となると納期は6カ月以上必要と回答があり、設置作業も3カ月程度の期間を要する。（工期が書類作成等を含め10カ月以上必要となる。）

② 当該更新工事は、市場内で営業する卸・仲卸業者等から電気料金の取引用に使用する際の積算電力量計を更新するものである。

市場内で営業する卸・仲卸業者等から適正な計量器で料金を徴収するには、日本電気計器検定所の型式承認を取得した検定品で徴収を行う必要がある。

③ 計量法第16条第1項では、電力量計は検定等の有効期限が定められており、有効期限内に更新作業を完了させる必要があり、期間内に更新されない場合は、計量法第172条で「6カ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する」という罰則規定がある。

また、それ以外に量法違反となるほか、電気料金の取引・証明が出来なくなり徴収業務が滞るなどの影響も及ぼすことになる。

④ 電力計の更新作業は、停電作業が必須となるが、市場内には冷蔵機器や水槽（生け簀）等があるため、停電による影響を及ぼさないように、電力計の納期及び納品台数等を基に、場内事業者と事前に綿密に工事日程の調整等を行う必要がある。

しかしながら、今回の電力計更新作業については、具体的な納期や納品台数が見通せない状況であることから、急遽納品されるケースが多く見込まれるため、点検業務の調整も含め、場内事業者との速やかな調整を行い、迅速かつ細やかな対応が求められる。

以上の理由により、本工事を適切かつ今年度内に工事完了させるためには、入札を実施している時間はなく、早期に契約しなければ業務に支障をきたすことから、迅速かつ確実に履行できる手法を検討した結果、市場内に拠点を持ち、常時、市場内の設備機器の修繕や点検業務などの維持管理業務（365日24時間体制）で市場内事業者との綿密な工事調整等を行いながら履行をし、既存設備についても熟知している株式会社大阪ガスファシリティーズが最も適している。

このため、見積書を同社より徴収したところ、見積結果が予算及び予定価格の範囲内であったため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号の規定に基づき随意契約を締結し、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積りの徴取を省略する。